

令和8年2月27日

保護者 各位

由利本荘市立本荘南中学校  
PTA会長 寺 田 裕 樹  
校 長 相 庭 俊 一

## PTA組織と会則の変更について

このことにつきまして、2月20日（金）に行われました「臨時PTA総会」におきまして、来年度以降のPTA組織と会則の改正について協議しました。その結果、次のことが承認されましたのでお知らせいたします。

- 1 PTAの3事業部（総務・広報・生活指導）を廃止し、PTA組織としては「常任委員会」のみを置く。
- 2 「常任委員会」の常任委員は、各学年から1名ずつを選出し、PTA会長（1名）、副会長（2名）とする。
- 3 常任委員の選出について、現1・2年生については、3月中に選挙を行う。新入生については、入学後の4月に選挙を行う。

以上の組織の変更に伴いまして、PTA会則も改正いたします。改正された会則につきましては、HPに掲載しますのでご覧ください。

なお、「臨時PTA総会」ではこの他に、PTA会費と学校後援会費の金額の見直しと、2つの会費を1つに統合することについて話題に上がりました。これにつきましては、2月25日（水）に行った「第2回PTA常任委員会」において、来年度4月の「PTA総会」で提案することといたしました。

今後とも、本荘南中学校のPTA活動へのご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

# 由利本荘市立本荘南中学校 P T A 会則

## 第 一 章 名称及び事務局

第 一 条 本会は由利本荘市立本荘南中学校 P T A と称し、事務局を本荘南中学校に置く。

## 第 二 章 目的及び事業

第 二 条 本会は保護者と教師が協力して、学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長をはかり本校教育の振興充実を期することを目的とする。

第 三 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員相互の教養の向上と親睦をはかる
- 2 生徒の教育水準の向上に努める
- 3 生徒の生活環境を整備する
- 4 その他本会の目的達成に必要と認めた事項

## 第 三 章 会 員

第 四 条 本会の会員を次の通りとする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者
  - 2 本校の教職員
  - 3 本会の趣旨に賛同する者
- 但し、第 3 項に該当する者の入会は常任委員会が決定する。

## 第 四 章 役員とその任務及び任期

第 五 条 本会には、次の役員を置く。

- 会長一名、副会長三名
- 会計監査員三名、監事若干名
- 顧問一名

第 六 条 会長、副会長は会員の互選によって選出する。役職については選出者同士の協議によって決定し、総会の承認を得る。但し、副会長の内一名は教頭とする。  
会計監査員は総会において選出する。  
顧問は、学校長をあてる。

第 七 条 監事は会長が委嘱する。

第 八 条 会長は本会を代表し、会務を統理し、会議を招集する。

議長は会長が務める。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

会計監査委員は会計を監査し、総会に報告する。

監事は本会の事務に当たる。

第 九 条 常任委員の任期は一ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

任期満了後も後任者が就任するまでその任に当たる。

補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第五章 機 関

第十 条 本会には次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 常任委員会

第十一 条 総会は本会の最高議決機関であり毎年四月末までに開催する。但し、常任委員会で必要と認めた時並びに会員の三分の一以上の要請があった場合は臨時に開催することができる。

総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 第六条の役員の承認
- 2 会則の決定と改正
- 3 決算の承認
- 4 予算の審議
- 5 その他必要と認めた事項

第十二 条 常任委員会は会長、副会長及び監事によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

- 1 第六条の役員の選出
- 2 総会提出案件の審議
- 3 事業計画
- 4 その他必要と認めた事項

第十三 条 常任委員会は給食委員会を兼ね、総会の決議を執行し、その他緊急事項を処理する。

第十四 条 総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。

## 第六章 経 理

第十五 条 本会の経費は会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

会費の額は総会で決定する。

第十六 条 本会の会計年度は四月一日から始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第七章 付 則

第十七 条 本会は以下の簿冊を備えるものとする。

- 1 会則綴
- 2 予算・決算綴
- 3 会議録
- 4 会員及び役員名簿
- 5 会計簿

第十八 条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば改正することができる。

第十九 条 この会則は、平成十七年四月二十日から施行する。

(1) 令和五年二月二十二日 第十七条 一部改正

(2) 令和八年二月二十日

第五条 第六条 第十条 第十四条 第十五条 第二十一条 一部改正

第七条 第八条 第十七条 第十八条 削除